

石油パイプライン事業法

1. 案内情報

- 手続名 : 事業用施設等の変更の許可
手続根拠 : ・ 石油パイプライン事業法第8条第1項
 : ・ 石油パイプライン事業法施行規則第4条第1項
手続対象者 : 石油パイプライン事業者
提出時期 : -
提出方法 : 郵送または持参
手数料 : 無し
添付書類・部数 : ・ 変更を必要とする理由を記載した書類
 : ・ 変更が事業用施設に係る場合にあつては、事業用施設の設置の場所を
 : 明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一以上の地形図
 : ・ 変更が石油輸送能力に係る場合にあつては、石油輸送能力の変更の日
 : 以後三年内の日を含む毎事業年度ならびに当該変更の日から五年、十年
 : および十五年を経過した日を含むそれぞれの事業年度における油種
 : 別の石油輸送量の見込みおよび石油輸送の計画を記載した書類ならび
 : に事業収支見積書
 : ・ 変更が事業用施設の工事を伴う場合にあつては、工事の着手および完
 : 成の予定期日を記載した書類ならびに変更後の当該事業用施設の配置
 : の状況を記載した図面ならびに工事費の概算を記載した書類
 : ・ 所要資金の額および調達方法ならびに借入金の返済計画を記載した書
 : 類
 : ただし、所要資金の額が少額の場合には、添付することを要しない。
 : ・ 変更が事業用施設に係る場合にあつては、変更に係る事業用施設の設
 : 置の場所の土地の利用の状況に関する説明書
申請書様式 : 事業用施設等変更許可申請書（詳細は提出先に問い合わせのこと）
記載要領・記載例 : 提出先に問い合わせのこと

2. 窓口情報

- 提出先 : 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、国土交通省総合政策局
 : 貨物流通施設課、国土交通省道路局路政課、
受付時間 : 提出先に問い合わせのこと
相談窓口 : 上記提出先

3. 手続情報

- 審査基準 : 1) 申請の内容が基本計画に適合していること。
 : 2) 事業用施設が、利用者がその事業を利用するために不適切なものでない
 : こと。
 : 3) 事業用施設を設置する道路その他の場所が道路事情、都市計画その他の
 : 土地の利用の状況に照らして適切なものであること。
 : 4) 事業用施設の設置が、周辺の建物との保安距離、保安深度その他の保安
 : 措置の確保により災害の発生の防止が図られるものであること。
 : 5) その事業を安全かつ的確に遂行するに足る能力を有するものであるこ
 : と。
 : 6) その事業の計画の実施が確実であること。
 : 7) その他その事業の開始が合理的かつ安全な石油の輸送を確保するため必
 : 要であるため必要であり、かつ、適切であること。
 : 以上の規定を基としつつ、
 : 1)については、許可申請の内容に関し、(ア)発地点、着地点、主要経過地、
 : (イ)完成の目標年度、(ウ)石油の種類、輸送量等の項目について基本計画に
 : 適合しているかどうか、

2)については、事業用施設の配置が、特定の利用者に対して著しく不利に配置されていないかどうか、

5)については、経理的基礎及び技術的能力が確実であると認められるかどうか、

7)については、事業の開始が安定的、効率的かつ安全な石油の輸送を確保するために必要であり、かつ、適切であると認められるかどうか、等の点を勘案しつつ、同条について総合的に判断するものとする。

標準処理期間 : -

不服申立方法 : 行政不服審査法の手続に基づき実施のこと